



山形県公報

平成22年5月11日(火)
第2141号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……583
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……584
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……585

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 参議院山形県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数……………同

### 人事委員会関係

#### 告 示

- 平成22年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施……………同
- 平成22年度山形県警察官採用試験の実施……………589

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……593

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第468号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.80パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成22年4月14日から適用する。
- 2 平成22年4月14日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

**山形県告示第469号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類  | 指定年月日      |
|--------------------|----------------------------------|----------|------------|
| 有限会社在宅福祉サービスひまわり   | デイサービスひまわりいづん<br>鶴岡市稲生一丁目3番45号   | 通 所 介 護  | 平成22. 4. 7 |
| 鶴 岡 市 農 業 協 同 組 合  | J A鶴岡ショートステイ愛あい館<br>鶴岡市大山字中道92-2 | 短期入所生活介護 | 同 4.21     |

**山形県告示第470号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類      | 指定年月日      |
|----------------------|----------------------------------|--------------|------------|
| 有限会社在宅福祉サービスひまわり     | デイサービスひまわりいづん<br>鶴岡市稲生一丁目3番45号   | 介護予防通所介護     | 平成22. 4. 7 |
| 鶴 岡 市 農 業 協 同 組 合    | J A鶴岡ショートステイ愛あい館<br>鶴岡市大山字中道92-2 | 介護予防短期入所生活介護 | 同 4.21     |

**山形県告示第471号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成22年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出者の名称          | 地区名   | 事業の名称                | 工事完了年月日    |
|-----------------|-------|----------------------|------------|
| 山 形 農 業 協 同 組 合 | 村木沢西部 | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 | 平成22年3月19日 |

**山形県告示第472号**

次の開発行為は、完了した。

平成22年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成22年3月30日 指令村総建第5030号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市金谷字金谷25番1の一部、26番の一部
- 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
上山市東町9番1号  
鏡 裕一

**山形県告示第473号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成22年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第299号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字円蔵西1302番7の一部
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル  
延長7.24メートル
- 4 指定年月日 平成22年4月23日

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第23号**

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により近く執行予定の参議院山形県選出議員選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めた。

平成22年5月11日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| テレビジョン放送        |    | ラジオ放送    |    |
|-----------------|----|----------|----|
| 株式会社さくらんぼテレビジョン | 1回 |          |    |
| 山形放送株式会社        | 1回 | 山形放送株式会社 | 1回 |
| 株式会社テレビユー山形     | 1回 |          |    |

**人事委員会関係****告 示****山形県人事委員会告示第1号**

平成22年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成22年5月11日

山形県人事委員会  
委員長 小 野 勝

- 1 試験の名称  
平成22年度山形県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員  
行政約30名、警察行政若干名、福祉・心理若干名、総合土木約10名、建築若干名、化学約5名、  
一般農業約10名、水産若干名、林業若干名、電気若干名、金属若干名、工業デザイン若干名、農芸化学若干名、  
警察科学（化学）若干名、少年補導専門官若干名
- 3 試験の程度  
大学卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給 与  
この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則とし

て次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| 適用給料表  | 給料     |
|--------|--------|
| 行政職給料表 | 1級25号給 |
| 研究職給料表 | 2級1号給  |

## 6 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者（試験区分「金属」「工業デザイン」「農芸化学」は除く。）及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。

(1) 昭和46年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

(2) 平成元年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月までに卒業見込みの者

② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

なお、次の試験区分については、右欄の資格要件を満たす者に限り受験できる。

| 試験区分  | 資格要件                                                                    |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 福祉・心理 | 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は平成23年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者 |

## 7 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）、専門試験（多枝選択式）

専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

(2) 試験の実施日

平成22年6月27日（日）

(3) 試験地

山形市

(4) 第1次試験合格者発表

平成22年7月7日（水）（予定）に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

(1) 試験種目

総合試験（記述式）、人物試験、身体測定

ただし、身体測定は少年補導専門官のみ実施する。身体測定の基準は別表2のとおりである。

(2) 試験の実施日（予定）

平成22年7月18日（日）及び平成22年7月26日（月）から7月30日（金）までのうち指定する1日

(3) 試験地

山形市

## 9 各試験種目の配点及び満点

次表のとおりである。

なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

| 第1次試験 |      | 第2次試験 |      |      | 満点   |
|-------|------|-------|------|------|------|
| 教養試験  | 専門試験 | 総合試験  | 人物試験 |      |      |
|       |      |       | 個別面接 | 集団討論 |      |
| 150点  | 150点 | 100点  | 300点 | 100点 | 800点 |

## 10 最終合格者発表

平成22年8月下旬に、山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、第2次試験受験者全員に書面で可否を通知する。

## 11 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 12 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570）あて請求すること。

## (2) 受験の申込み

## ア 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に、例えば「大卒程度受験」と朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

## イ インターネットによる申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（<http://www.e-yamagata.lg.jp/>）からインターネットにより申し込むこと。

## (3) 受験申込期間

## ア 郵送又は持参による申込みの場合

平成22年5月14日（金）から6月7日（月）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。

なお、郵送による申込みは、平成22年6月7日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## イ インターネットによる申込みの場合

平成22年5月14日（金）から平成22年6月2日（水）まで。6月2日（水）の午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

## 13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

## 専門試験出題分野一覧表

| 試験      | 試験区分                                                                   | 出題分野                                                                                   | 出題形式  |
|---------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 第1次     | 行政                                                                     | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                         | 多枝選択式 |
|         | 警察行政                                                                   | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                         |       |
|         | 福祉・心理                                                                  | 社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、一般心理学（発達心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学 |       |
|         | 総合土木                                                                   | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利、土地改良、農業造構                                  |       |
|         | 建築                                                                     | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                                       |       |
|         | 化学                                                                     | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学                                           |       |
|         | 一般農業                                                                   | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学・食品貯蔵加工学、家政学一般、農村計画          |       |
|         | 水産                                                                     | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学                                  |       |
|         | 林業                                                                     | 林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学                                                          |       |
|         | 電気                                                                     | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学                                         |       |
|         | 金属                                                                     | 数学・物理、鑄造工学、溶接工学、金属組織学、金属物理学、金属材料学、材料試験法、金属化学                                           |       |
|         | 工業デザイン                                                                 | デザイン史、材料学、人間工学、色彩学、機構・構造学、図学                                                           |       |
|         | 農芸化学                                                                   | 物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壌学・植物栄養学・肥料学、食品化学・食品貯蔵加工学、応用微生物学                             |       |
|         | 警察科学（化学）                                                               | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学、生化学                                       |       |
| 少年補導専門官 | 社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、一般心理学（発達心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学） |                                                                                        |       |

## 別表 2

## 身体測定基準（少年補導専門官のみ）

| 項 目   | 基 準                                    |
|-------|----------------------------------------|
| 視 力   | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
| 聴 力   | 職務執行に支障のないこと。                          |
| 色 覚   | 職務執行に支障のないこと。                          |
| そ の 他 | 職務執行に支障のないこと。                          |

## 山形県人事委員会告示第2号

平成22年度山形県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成22年5月11日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

## 1 試験の名称

平成22年度山形県警察官採用試験

## 2 試験区分及び採用予定人員

警察官A（男性）37名、警察官A（女性）6名、警察官A（武道指導・柔道）1名、警察官A（武道指導・剣道）1名、警察官B（男性）26名、警察官B（女性）4名

## 3 試験の程度

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）は大学卒業程度、警察官B（男性）及び警察官B（女性）は高等学校卒業程度

## 4 対象となる職

公安職給料表の職務の級1級の職

## 5 給 与

この試験に合格し採用された者は「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は原則として警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）は、公安職給料表1級21号給で、警察官B（男性）及び警察官B（女性）は、公安職給料表1級1号給であり、このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

## 6 受験資格

この試験の受験資格は、別表1のとおりである。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。

## 7 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）、身体測定1、体力検査1、実技試験（警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）のみ。）

身体測定1の基準は、別表2のとおりである。

## (2) 試験の実施日

警察官A（男性）及び警察官A（女性）は平成22年7月11日（日）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）は平成22年7月11日（日）及び12日（月）、警察官B（男性）及び警察官B（女性）は平成22年9月19日（日）

## (3) 試験地

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）は山形市、鶴岡市及び酒田市。ただし、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）の第2日目は天童市。警察官B（男性）及び警察官B（女性）は山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市及び南陽市。



## (4) 第1次試験合格者発表

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）については平成22年7月22日（木）（予定）に、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成22年10月7日（木）（予定）に、山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験1、人物試験2、体力検査2、身体検査、身体測定2  
身体測定2の基準は、別表3のとおりである。

## (2) 試験の実施日（予定）

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）については、平成22年8月8日（日）及び8月中下旬の指定する1日、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成22年10月24日（日）及び10月下旬の指定する1日。

## (3) 試験地

第1回目の試験は天童市、第2回目の試験は山形市。

## 9 各試験種目の配点及び満点

試験区分ごとの配点及び満点は別表4のとおりである。

なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

## 10 最終合格者発表

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）については、平成22年9月上旬に、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成22年11月下旬に、山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。

## 11 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 12 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署・交番・駐在所、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に、例えば「警察官A請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県警察本部警務課（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8577）あて請求すること。

## (2) 受験の申込み

## ア 郵送又は持参による申込みの場合

受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県警察本部警務課若しくは県内各警察署警務係に持参又は山形県警察本部警務課あてに郵送により提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に、例えば「警察官A（男性）受験」と朱書きするとともに、簡易書留の方法によること。

## イ インターネットによる申込みの場合

山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがたe申請」（<http://www.e-yamagata.lg.jp/>）からインターネットにより申し込むこと。

## (3) 受験申込期間

## ア 郵送又は持参による申込みの場合

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）につ



いては、平成22年5月28日（金）から6月28日（月）まで、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成22年7月30日（金）から8月30日（月）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。

なお、郵送による申込みは、それぞれ申込期間の最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）については、平成22年5月28日（金）から平成22年6月23日（水）まで、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成22年7月30日（金）から平成22年8月25日（水）まで。それぞれ申込期間の最終日の午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

13 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、交番又は駐在所に行くこと。
- (2) その他受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

| 試験区分               | 受 験 資 格                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官 A<br>(男性)      | 昭和50年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                        |
| 警察官 A<br>(女性)      | 昭和50年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                        |
| 警察官 A<br>(武道指導・柔道) | 昭和50年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 柔道の段位が3段以上の者又は平成23年3月までに3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |
| 警察官 A<br>(武道指導・剣道) | 昭和50年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 剣道の段位が3段以上の者又は平成23年3月までに3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |

|               |                                                                                                                                            |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官 B<br>(男性) | 昭和50年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |
| 警察官 B<br>(女性) | 昭和50年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成23年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |

別表2

| 試験区分                                                   | 項目  | 基準                 |
|--------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 警察官 A（男性）、<br>警察官 A（武道指導・柔道）、警察官 A（武道指導・剣道）及び警察官 B（男性） | 身長  | 160センチメートル以上であること。 |
|                                                        | 体重  | 47キログラム以上であること。    |
|                                                        | 胸囲  | 78センチメートル以上であること。  |
|                                                        | その他 | 職務執行に支障のないこと。      |
| 警察官 A（女性）<br>及び警察官 B（女性）                               | 身長  | 150センチメートル以上であること。 |
|                                                        | 体重  | 43キログラム以上であること。    |
|                                                        | その他 | 職務執行に支障のないこと。      |

別表3

| 試験区分 | 項目 | 基準                                     |
|------|----|----------------------------------------|
| 全区分  | 視力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
|      | 聴力 | 職務執行に支障のないこと。                          |
|      | 色覚 | 職務執行に支障のないこと。                          |

別表 4

| 試験区分                              | 第1次試験      |              |            | 第2次試験      |              |            |            | 満点   |
|-----------------------------------|------------|--------------|------------|------------|--------------|------------|------------|------|
|                                   | 教 養<br>試 験 | 体 力<br>検 査 1 | 実 技<br>試 験 | 作 文<br>試 験 | 体 力<br>検 査 2 | 人物試験 2     |            |      |
|                                   |            |              |            |            |              | 個 別<br>面 接 | 集 団<br>討 論 |      |
| 警察官 A (男性) 及び警察官 A (女性)           | 200点       | 80点          | —          | 100点       | 20点          | 300点       | 100点       | 800点 |
| 警察官 A (武道指導・柔道) 及び警察官 A (武道指導・剣道) | 125点       | 40点          | 125点       | 100点       | 10点          | 400点       | —          | 800点 |
| 警察官 B (男性) 及び警察官 B (女性)           | 200点       | 80点          | —          | 100点       | 20点          | 400点       | —          | 800点 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年5月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成22年6月21日（月） 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量  
イ ノート型パソコン 626台  
ロ デスクトップ型パソコン 100台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成22年8月31日（火）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年 3月県規則 第 9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び 2 の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成22年 6月 7日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札物品仕様書については、 2 の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Notebook-sized personal computers: 626

②Desktop personal computers: 100

(2) Time-limit for tender: 10:00A.M. June 21, 2010

(3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan  
TEL 023-630-2723

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号             | ページ | 行  | 誤                                                                                                                  | 正          |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
|-------------|------------------------|-----|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|---|----|---|---|
| 平成22. 3. 30 | 第2130号                 | 406 | 23 | <table border="1"> <tr> <td>歴</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> | 歴          | ・                      | ・                                                                                  |  | ・                                                                                               | ・   | <table border="1"> <tr> <td>歴</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>免許</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> | 歴   | ・ | ・ | 免許 | ・ | ・ |
| 歴           | ・                      | ・   |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
|             | ・                      | ・   |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
| 歴           | ・                      | ・   |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
| 免許          | ・                      | ・   |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
| 同           | 同                      | 407 | 21 | 総コレステロール                                                                                                           | LDLコレステロール |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
| 同           | 同                      | 410 | 20 | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>公益的法人等<br/>派遣条例上の<br/>派遣</td> </tr> </table>                                 |            | 公益的法人等<br>派遣条例上の<br>派遣 | <table border="1"> <tr> <td></td> <td>公益的法人等<br/>派遣条例上の<br/>派遣</td> </tr> </table> |  | 公益的法人等<br>派遣条例上の<br>派遣                                                                          |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
|             | 公益的法人等<br>派遣条例上の<br>派遣 |     |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
|             | 公益的法人等<br>派遣条例上の<br>派遣 |     |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
| 同           | 同                      | 414 | 4  | <table border="1"> <tr> <td>嘱託等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>嘱託等</td> <td></td> </tr> </table>                    | 嘱託等        |                        | 嘱託等                                                                                |  | <table border="1"> <tr> <td>嘱託等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>嘱託等</td> <td></td> </tr> </table> | 嘱託等 |                                                                                                                      | 嘱託等 |   |   |    |   |   |
| 嘱託等         |                        |     |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
| 嘱託等         |                        |     |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
| 嘱託等         |                        |     |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |
| 嘱託等         |                        |     |    |                                                                                                                    |            |                        |                                                                                    |  |                                                                                                 |     |                                                                                                                      |     |   |   |    |   |   |

同 同 418 下から23

誤

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 適してい<br>る   | 普通        | 適してい<br>る   | 普通        |
| やや適正を<br>欠く | 適正を<br>欠く | やや適正を<br>欠く | 適正を<br>欠く |

正

|               |               |
|---------------|---------------|
| 適している・普<br>通  | 適している・普<br>通  |
| やや適正を欠く・適正を欠く | やや適正を欠く・適正を欠く |
|               |               |

同 同 421 下から5 給料表 職給料表

同 同 424 12 昇級 昇給

同 同 同 下から12 昇級発令書 昇給発令書

同 同 435 17

|        |          |
|--------|----------|
| 職<br>業 | 生年<br>月日 |
|        |          |

|        |          |
|--------|----------|
| 職<br>業 | 生年<br>月日 |
|        |          |

同 4.1 号外(10) 24 下から22

誤

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
| 削除 |  |  |  |
|----|--|--|--|

正

|           |     |   |                            |
|-----------|-----|---|----------------------------|
| 山形県危機管理監印 | 方24 | 〃 | 生活環境部危機管理・くらし<br>安心局危機管理課長 |
|-----------|-----|---|----------------------------|

同 同 25 8 42

削 除

|       |
|-------|
| 42    |
| 山 形 県 |
| 危 機 管 |
| 理 監 印 |

平成22年 5月11日印刷  
平成22年 5月11日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056